

市有財産（物品）売却入札公告

市有財産（物品）の売却について一般競争入札を執行するので、下記のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

五泉市長 田 邊 正 幸



記

1. 入札に付する物件

	区分番号	物件名称	規格等（おおよそのサイズ）	数量	予定価格(円)
1	8-1-1	版画ローラー小 2本 セット	幅 14×高さ 14cm×直径 4.5 cm	1 セット	500
2	8-1-2	版画ローラー大	幅 26×高さ 15.5cm×直径 4.5 cm	1 個	500
3	8-1-3	版画ローラー大	幅 26×高さ 15.5cm×直径 4.5 cm	1 個	500
4	8-1-4	版画ローラー大 2本 セット	幅 26×高さ 15.5cm×直径 4.5 cm	1 セット	1,000
5	8-1-5	ビデオカメラ	幅 13.5×奥行 7.5×高さ 8.5 cm	1 個	4,000
6	8-1-6	画用紙整理棚	幅 63×奥行 43×高さ 43cm	1 個	2,000
7	8-1-7	携帯型無線機 2個セ ット	幅 5.0×奥行 4.0×高さ 15.0 cm	1 セット	1,500
8	8-1-8	ハズキルーペ（ラー ジ）1.32 紫 箱あり	幅 13.6×高さ 4.25cm	1 個	3,000
9	8-1-9	ハズキルーペ（ラー ジ）1.32 赤 箱なし	幅 13.6×高さ 4.25cm	1 個	2,800
10	8-1-10	ハズキルーペ（ラー ジ）1.6 赤 箱あり	幅 13.6×高さ 4.25cm	1 個	3,000
11	8-1-11	ハズキルーペ（ラー ジ）1.6 赤 箱なし	幅 13.6×高さ 4.25cm	1 個	2,800
12	8-1-12	ハズキルーペ（ラー ジ）1.85 ブラックグ レー 箱あり	幅 12.86×高さ 4.25cm	1 個	3,000
13	8-1-13	ハズキルーペ（ラー ジ）1.85 チタンカラ ー 箱なし	幅 12.86×高さ 4.25cm	1 個	2,800
14	8-1-14	丸型カスト 2個セッ ト	直径 18 c m×深さ 12 cm	1 セット	2,000
15	8-1-15	煮沸消毒器 2個セッ ト	幅 27×奥行 12×高さ 6.5 cm	1 セット	1,000
16	8-1-16	蓋付消毒盆 2個セッ ト	幅 33×奥行 27×高さ 4 cm	1 セット	1,500
17	8-1-17	ダストボックス	幅 105×奥行 36.6×高さ 78.9 cm	1 個	10,000

※予定価格とは、あらかじめ五泉市が定めた最低売却価格（消費税及び地方消費税を含む）をいう。

免除とする。

5. 売却物件の現地説明会

現地説明会は実施せず、確認及び関係機関への照会は入札者各自で行うものとする。

6. 入札の場所及び期間

- (1) 場 所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上
- (2) 入札期間 令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 1 時から
令和 8 年 10 月 21 日（水）午後 1 時まで

7. 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。
なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 郵送又は持参による入札の提出は認めない。

8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この公告に示した入札に参加する者に必要な条件に該当しない者がした入札
- (2) 虚偽の申込み等を行った者による入札
- (3) 五泉市が定めるガイドライン等に記載する無効な入札に該当する入札

9. 落札者の決定

- (1) 日 時 令和 8 年 10 月 21 日（水）午後 1 時
- (2) 場 所 公有財産売却システム上
- (3) 落札者の決定方法

入札期間終了後、公有財産売却システムにより行われた入札のうち、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上で、かつ最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

10. 開札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、公有財産売却システムに一定期間公開するものとする。

11. 契約の締結

- (1) 落札者は、五泉市が作成した契約書により、令和 8 年 10 月 27 日（火）午後 5 時までに契約を締結しなければならない。落札者が契約を締結しないときは、売却の決定は取り消される。
- (2) 契約保証金は免除とする。
- (3) 落札者は、契約締結後、売買代金を五泉市が指定する方法により、令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 2 時半までに五泉市が納付を確認できるよう、一括で納付しなければならない。

12. 所有権の移転及び引渡し

- (1) 売買物件の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転する。
- (2) 落札者は売買物件の引き渡しを受けたときは、受領書を五泉市に提出する。
- (3) 売買物件の引渡しに要する費用は、落札者の負担とする。

13. その他

入札及び契約に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

新潟県五泉市太田 1094 番地 1

五泉市役所 財政課 管財係

電話 0250 - 43 - 3911 FAX 0250 - 41 - 0006

E-mail zaisei@city.gosen.lg.jp